

第6章未来を創る

第17条 広める

- 1 県は、この条例がめざすものや内容を子どもにも分かりやすい様々な手段や方法で広めていきます。
- 2 県は、この条例がめざすものや内容をすべての県民に広めるために、高知県子ども条例記念日を設けます。

第18条 進める

- 1 県は、県民や市町村との連携に努め、この条例に基づく活動をすすめます。
- 2 県は、県の取組について、子どもの視点に立って進めます。

子ども条例では、「だからこれができるんだ」「だからこうしなさい」という一つ一つの具体的なことは決めていません。大きな考え方とこれからの方向をつくりました。これから、条例に書いてあることを具体的に実現していくために、どんなことをしていけばいいのか、そういう計画をつくって実行していきます。

第19条 計画する

- 1 県は、この条例がめざすものや内容を實現するため、高知県子どもの環境づくり推進計画（以下「推進計画」といいます。）を作成します。
- 2 推進計画には、次のことを記載します。
 - (1) 子どもの意見を聴き、子どもの意見が適切に尊重される意識づくり及び子どもに関する意思決定の過程に子どもが参加できる仕組みづくりに関する事。
 - (2) 子どもが学び直す機会及び子どもの居場所づくりに関する事。
 - (3) 子どもの様々な体験学習の實施及び子どもの自発的な活動への支援に関する事。
 - (4) 子どもの人権侵害に対する救済に関する事。
 - (5) その他県が必要と認める事項

第20条 活かす続ける



計画づくりを進めて、実行していくために推進委員会をつくれます。その中には、15歳以上の子どもも大人といっしょに参加していきます。子どもも大人も力をあわせて、みんなで未来をつくっていきましょう。

- 1 知事の附属機関として、高知県子どもの環境づくり推進委員会（以下この条において「推進委員会」といいます。）を設置します。
- 2 推進委員会の任務は、次のとおりとします。
 - (1) 推進計画の作成又は変更に関する事及び条例の目的の實現に関する重要な事項を調査審議すること。
 - (2) 推進計画に基づき県が実施する子どもの環境づくりに関する取組の状況について、知事に意見を述べる事。
- 3 推進委員会は、委員15人以内で組織します。
- 4 委員は、子どもに関し識見のある15歳以上の子どもを含む県民から知事が任命します。
- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

第7章その他必要なこと 第21条

この条例に定めるもののほか、この条例の實施に関し必要な事項は規則で定めます。